大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

令和3年度報酬改定「ピアサポート体制加算」等の経過措置にかかる 都道府県が認める研修の取扱いについて

日ごろより、障がい福祉行政の推進に多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和3年度報酬改定において、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援、就労継続支援 B 型に対する加算(ピアサポート体制加算及びピアサポート実施加算)の創設及び就労継続支援 A 型における基本報酬区分の決定に係る実績評価方法の見直し(スコア方式の導入)がされたところです。

この加算等の算定にあたっては、各事業所に配置される障がい者及び管理者等が地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」のカリキュラムを修了すること等が要件とされていますが、令和 6 年3月31日までは経過措置として、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び就労継続支援 A・B 型においては都道府県、政令市及び中核市が、計画相談支援、障がい児相談支援においては市町村が認める研修を受講した場合についても本要件を満たすものとされています。

つきましては、本府では、この経過措置の対象として位置づけられる都道府県が認める研修について、 別紙のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、加算算定等の申請にあたり、別紙のうち、

- 1. 大阪府が実施したピアサポーターを養成することを目的とした研修
- •(1) 大阪府障害者ピアカウンセラー養成研修
- •(2) 地域移行推進員(指定地域移行・地域定着支援従事者)養成研修(フォローアップ研修)について、申請対象者が修了証書を紛失していた場合は、ご本人に個人情報提供に係る同意を得た上で、修了状況確認書(様式1-2又は様式1-3)により同確認書に記載の先にメール照会いただければ、修了の有無について回答いたします。

また、上記、都道府県が認める研修について、貴市町村が実施されている研修のうち、地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」の基礎研修に相当するもの等として都道府県が認める研修に追加すべきと思われる研修がございましたら、研修のカリキュラム等、実施内容がわかる資料を添え、大阪府に早急にご相談ください。

〇府ホームページ: 令和3年度報酬改定に伴う各種サービスの届出 「ピアサポート体制加算の対象となる研修の取扱いについて」

URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/r3hosyukaitei_shurou.html

【問い合わせ先】

大阪府 福祉部 障がい福祉室生活基盤推進課 電話06-6941-0351 (内線) 2449 Mail.shitei@gbox.pref.osaka.lg.jp